平成２８年（フ）第５６８号
埼玉県蓮田市椿山４丁目８番５号
債務者　北野　浩二
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　昌央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
鹿児島県姶良市平松5411番地１
債務者　中水　光秀
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上川　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
沖縄県沖縄市美原３丁目４番12号　富山Ｄ棟
債務者　宮平真理子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　潤二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２７号
石川県七尾市矢田町ロ部36番地１
債務者　鷲尾　弘信
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　重尊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第２９号
熊本県玉名郡和水町久米野102番地
債務者　嶋田　　司
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　好史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２６７号
群馬県渋川市金井1256番地１　ローズクオーツＡ　101
債務者　霜觸　　巧
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７８号
群馬県渋川市渋川2388番地１　県営住宅　Ａ棟　11号
債務者　大髙美代子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２６号
群馬県藤岡市藤岡670番地１
債務者　采女　幸子（旧姓星田）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２３４号
群馬県高崎市飯塚町507番地１　植原マンション301号
債務者　内舘千惠子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１２６９号
埼玉県上尾市大字原市245番地13
債務者　濱田　　宏
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２４号
さいたま市南区辻８丁目26番１号　２―205
債務者　中村　孝行
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３４７号
埼玉県幸手市東５丁目10番16号
債務者　舘山　友孝
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３６４号
埼玉県川口市大字安行北谷576番地　コーポ北谷301号
債務者　鶴岡　秀夫
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―18―402
債務者　山口　　徹
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５７６号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番10―1004号
債務者　南雲　　剛
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５７８号
埼玉県越谷市大字平方3194番地16
債務者　坂本　喜哉
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５９４号
埼玉県八潮市大瀬１丁目２番地６　アミティエ八潮706
債務者　大崎　彩香
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係